伊方原発をとめる大分裁判の会ニュース

第3号　2017年 1月13日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会

〒870-0802　大分市田の浦12組
TEL097-529-5030fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail：nonukes@able.ocn.ne.jp
http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/

司法を変える新年にしよう

明けましておめでとうございます

昨年４月の熊本大分地震に続き、10 月 21 日に鳥取地震、直下型 M6.6　。そして 11 月 22 日福島沖で M7.4 の地震。仙台港に 1.4 ｍの津波が到達し福島第２原発３号機で使用済み核燃料プールの冷却が一時停止し、6 年前の悪夢がフラッシュバックしました。さらに茨城で 12 月 28 日、M6.3 の地震。私たちは危ういところで破滅的事態を免れているということかもしれません。

さて年頭には広島、松山の仮処分決定があり大分地裁へと続きます。司法を変えることを切望し、さっそく次の取り組みをお願いします。

１月26日14時より第２回口頭弁論

13：30	大分地裁玄関集合
14：00 ～ 14：30	第２回口頭弁論
14：30 ～ 16：30	第５回審尋（非公開）

原告としてあるいは応援団として出廷、傍聴希望する人は事務局小坂に下記電話で１月 18 日厳守で申し込んでください。（TEL 090-1348-0373）

口頭弁論終了後に県弁護士会館に移動し、映画会（映画：太陽の蓋 14：45 ～入場無料）を持ちます。引き続き報告会・記者会見を行います。また 18 時～弁護団との新年会を持ちます。参加希望者は同じく上記電話に１月 18 日まで申し込んでください。会場は「焼き鳥まるちゃん」参加費３千円予定。

３月16日14時より第３回口頭弁論

13：30　大分地裁玄関集合お願いします。
14：00　第３回口頭弁論　14：30 ～第６回審尋（非公開）17：00 ～報告会・記者会見です。

第３回口頭弁論の出廷または傍聴を希望する人は事務局小坂まで申し込んでください。（1/18 厳守）

11月17日第１回口頭弁論、傍聴席は満席！！
私たちの伊方原発差し止めの強い意志を示しました！

本訴訟の初めての口頭弁論は、大分地裁で一番大きい第一法廷で行われました。264 名の大規模原告団だからか、裁判所は傍聴抽選券の配布を９：10 ～９：20、９：30 に抽選を行うというので、早くから大勢の人が裁判所に集まりました。いよいよ、本訴訟が始まるという気合いを感じる朝でした。約 10 名が法廷に入れず、法廷の外で待機してもらうことになりました。（傍聴席を満席にするということは、入れない人が出るということになります。入れなかった傍聴者に映像の中継サービスを行うなどできないものかと思いますが…。）

満席の法廷は、原告団、応援団の伊方原発差し止めの強い意志表示となりました。松本文六原告団共同代表と徳田靖之弁護団共同代表の意見陳述が行われ、医師として、弁護士としての立場から、差し止めを主張しました。（陳述書を次ページに掲載）

11.17朝、大分地裁に入廷する人たち

第５回仮処分審尋では、「基準地震動」のプレゼンテーションを行うことが決定

11 月 17 日の第４回審尋で竹内裁判長は、「基準地震動に関して、わかりやすく口頭で説明して欲しい」として、次回１月 26 日には、住民側のプレゼン、３月 16 日に四国電力側のプレゼンを、それぞれ２時間の審尋で行うことが決まりました。私たちの弁護団は、「仮処分なので、四国電力のプレゼンは期間を空けずに設定してほしい」と主張しましたが、２ヵ月後の３月 16 日が審尋期日となりました。

既に伊方原発は稼働しているので、一日も早く審尋を行い、差し止めの決定を一日も早く出して欲しいのが私たちの思いですが、こちらの思いだけで裁判が進むというわけにはいきません。裁判官の「しっかり理解した上で判断したい」という姿勢に応えるプレゼンが行われることを期待しています。(非公開の法廷であるのが残念です)

大分地裁での裁判の流れ

	仮処分	本訴訟
2016		
6.28	１名提訴	
7.4	３名追加提訴	
7.21	第１回審尋	
8.10	第２回審尋	
9.28	第３回審尋	提　訴
11.17	第４回審尋	第１回口頭弁論
2017		
1.26	第５回審尋	第２回口頭弁論
3.16	第６回審尋	第３回口頭弁論
	↓	↓
	４月決定？	裁判の継続

第２次原告団募集中、追加提訴 100名をめざそう！

一刻もはやく伊方原発の運転をとめるために、運動の輪を拡げていきましょう。新たに原告団に加わっていただきたく、３月 10 日まで追加提訴を受付け、第２次原告団としていきたいと考えています。12 月 20 日現在すでに 53 名の方に意思表示していただいています。

応援団募集

現在 150 名を越える応援団になりました。しかし、約 300 名に達する原告団そして 49 名の弁護団の活動を支えるために応援団をさらに大きくしていきましょう。年会費１口千円（３口以上希望）

3.11いのちのわ 集会およびバザー＆パレード

３月12日（日）大分市若草公園
10時～15時半　入場無料　小雨決行

主催：311 いのちのわ＆さよなら原発実行委員会

オリンピックに向けて盛り上がるマスコミ。政府は FUKUSHIMA のことなどなかったかのように、生活保障打ち切り、帰還政策をすすめている…。私たちは６年前のことに立ち返って考え行動したい。

大分地裁あての署名活動のご協力お願い

公正な審理と判決をもとめて大分地裁裁判長あての署名活動＆カンパを行います。短期間であり、寒い時期ですがご協力をお願いします。

集約日　３月 12 日（日）　（いのちのわ集会当日に持参していただくとありがたいです。）

財務状況　(2016.12.9)

支出内訳

印紙代	1,325,974
弁護団経費	1,008,144
郵送料	113,099
印刷費	520,686
資料調達費	106,513
交通費	56,640
報酬	115,000
賃借料	32,170
宿泊料	37,540
消耗品費	43,112
食糧費	9,234
合計	3,368,112

収入内訳

	件数	金額
原告参加費	243	2,377,210
応援団会費	130	441,260
カンパ類	120	1,524,942
預金利子		2
合計		4,343,414

収支残高	975,302

編集後記（編集担当　森山）

・映画「太陽の蓋」（1.26 上映）は福島事故時の首相官邸を舞台にした緊迫したドラマです。入場無料

・事務局作業を手伝ってくれる人、募集中。森山迄

・台湾に続きベトナムも脱原発に舵を切った。巨額の廃炉費など日本の現状に恐怖を感じたからでしょう。一番鈍感なのが私たち日本人なのかも。

いのちと暮らしと人権を守るために

原告　松本 文六

意見陳述書

1　原告団の共同代表をしております松本文六です。私は46年間医師として働いてまいりました。現在74歳で，専門はどんな病気でも診る総合診療医です。

若いころには，日常の診療活動以外に，子どもの大腿四頭筋短縮症や未熟児網膜症の原因究明と被害児の救済活動に力を尽くしてきました。

この運動に積極的に関わる中で，私は何のため誰のために医者になったのか，何のため誰のための医療なのか，ということを常に念頭に置きながら，これまでの医師人生を続けてまいりました。

私がこの伊方原発運転差止請求事件の原告となりました理由を述べさせていただきます。

2　医学生だった25歳の頃，放射線医学の講義で、放射線が胸のレントゲン写真などに応用され，病気の早期発見に非常に有用だと教わりました。しかし，放射線の人体への有害作用については，教わった記憶が全くありません。

44歳の1986年４月26日，チェルノブイリ原子力発電所の大事故が発生しました。

50歳台前半の1990年代前半に，チェルノブイリで放射能・放射線によって子どもたちに甲状腺がんが多発したばかりでなく，さまざまな健康障害が発生し，環境破壊も進行していることを知り，原発事故の恐さを改めて考えさせられました。

69歳の2011年３月11日,東北地方で巨大地震津波が発生し，未曽有の複合大災害がもたらされました。この時の福島原発の大事故を契機に，私はチェルノブイリの事故に関するさまざまな書籍や映像を通して，これは何とかしなければいけないという想いにかられました。

福島原発事故は，チェルノブイリ事故とともに放射能と放射線の恐るべき健康破壊と環境破壊問題を全世界に問いかけました。

3　18歳未満の子ども約38万人を対象とした福島県民健康調査で，甲状腺がん及びその疑いの子どもが，本年６月30日現在175名に達し，136名がすでに手術を受けました。136名のうち，１人は良性でがんではありませんでしたが，135名の中に，肺や他の臓器に転移している例が多数あると報告されています。甲状腺がんの発生率は医学書によれば，100万人に１人ないし３人です。ところが，福島の子どもの甲状腺がんは，100万人に換算しますとなんと300人以上に相当します。

福島原発事故直後に着任した元福島県立医大副学長で放射線医学の専門家山下俊一氏は，これに関し，2013年12月に「福島の子どもたち全員を検査したのでたくさん見つかった。したがって，甲状腺がんの子どもが多いのはスクリーニング効果というもので，放射能や放射線によるものではありません。」との発言をしています。福島県立医大は「スクリーニング効果」という表現を今なお撤回していません。

ところが，山下氏は18年前の1998年にベラルーシに出かけていって，放射性ヨウ素を吸い込み内部被曝した子どもたちと，チェルノブイリ事故からしばらくして生まれたヨウ素を吸い込まなかった子どもたちとの間に甲状腺がんの発症に差があるかどうかを比較する調査をしています。調査の対象者は，合計約２万人に及びます。山下氏は，その調査結果として，放射性ヨウ素を吸い込んでいない子ども9472人の中には甲状腺がんは１人も発見されなかったが，事故前に誕生したベラルーシの子ども9720人のうち甲状腺がんが見つかったのは31人で，その発症率はなんと100万人当り3000人以上にのぼっていると報告しています。

山下氏の「スクリーニング効果」という発言は，1998年の彼の国際的に評価されている調査研究を自ら完全に否定していることを意味します。

福島県の子どもの甲状腺がんは，「スクリーニング効果」では決してありません。福島の甲状腺がんはこの原発事故による多発以外の何物でもありません。

福島では，原発事故以来，甲状腺がん以外の健康破壊がいろいろな形で起きています。他県に比べて死産・流産・乳児死亡と周産期死亡

が明らかに増加しています。他方で，原発事故処理に従事していた２名の方が白血病の労災認定を受けていますし，さらに，原発事故処理労働者の中では白内障の初期病変が激増していることが，日本眼科学会で報告されています。数年後には，日本でも恐らくチェルノブイリ事故で明らかになっているさまざまな健康障害が報告されることでしょう。

原発事故に伴う健康問題は，山下氏の矛盾した言動に見られるように，どこからかの圧力で，いつの間にか歪められ葬り去られようとしています。このことに私は一人の人間として，また，医師として深い憤りを覚えます。

４　南海トラフ地震が到来すれば，中央構造線断層帯上にある伊方原発が大変な事故を起こすことが想定できます。私が住む大分市中戸次は，伊方原発から 80 ｋｍ程の所にあります。伊方原発との間には，ほとんど海しかなく，放射性プルームを遮るものはありません。伊方原発で大変な事故が起きれば，風向き次第では大分県に放射性プルームが襲ってきます。

伊方原発で想定される事故は，対岸の火事ではなく，大分県民の生活に現実的・実質的に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題です。

福島原発事故から５年半すぎた 10 月 28 日現在でも，自主的・強制的に避難し避難させられた福島県の人々の数は，なんと 13 万 8000 人に及んでいます。伊方原発で福島のような過酷な事故によって，大分にもこのような人々が生み出される可能性は十分にあります。

子どもたちの未来と彼らの生活基盤を根こそぎ奪いかねない原発は、一刻も早く止める必要があります。

５　原発は一体何のため誰のために作られたのでしょうか？　福島で起きたような過酷な事故を二度と起こさせるべきではありません。

自然災害を止めることはできません。しかし人間の作った原発は人間の手によって止めることはできます。

私どもは人間として，そして私は医師として，“No More Fukushima”の旗を高く掲げ，原発のない社会へ向けて行動することを表明し，この伊方原発を止める運動に関わりました。私どもは，私を含め周囲の多くの人々のいのちと暮らしと人権を守るために，伊方原発の稼働を止めたいのです。

伊方原発を稼動させないことが，私どもの決意であり生きる希望なのです。

いのちが一番です。

以上，原告としての意見を述べさせていただきました。　　以　上

原発訴訟が社会と司法を変える

訴訟代理人弁護士　徳田 康之

意見陳述書

本件訴訟の開始にあたり、原告ら代理人を代表して、以下のとおり意見を申し述べます。

１　はじめに

（１）私は先ず、私自身が今回の訴訟に代理人として関与するに至った経緯を、自省を込めてお話ししたいと思います。この点を明らかにすることが、264 名もの大分県民が本件訴訟に原告として参加するに至った理由と本件訴訟の意義を明らかにすることにつながると思うからです。

私は、原発問題に決して無関心であったわけではありません。スリーマイル島の事故も、チェルノブイリの大事故も関心を持って、その事故報告書等を読んできました。そして、５年前の福島第一原子力発電所の事故についても、その詳細を知るにつれ、二度とこのような事故を許してはならないとの思いを深くしたのです。

しかしながら、この福島の事故を受けて、九州で、玄海原発と川内原発の差止めを求める訴訟が提起され、弁護団への参加を誘われた時、私は、手を上げるということはいたしませんでした。もちろん、名前だけの参加はしないという私自身の考え方もありはしたのですが、手を上げられなかった理由としては、私の手に余るという思いとともに、自らに被害が及びうる問題なのだという把え方が出来なかったという点があったのだと思います。

去る４月 16 日、震度６弱の地震に襲われ、自宅の棚が落ち、食器類の割れていく中で立往生するという経験をした私が、最初に感じたのは、これ以上の地震が発生したら、伊方原発はどう

なるのかということでした。私の事務所は、伊方原発から 70 ｋｍ、自宅は 80 ｋｍの距離にあります。伊方原発に、福島第一原発と同程度の「レベル７」以上の事故が発生すれば、自宅と事務所も放射性物質により直接的に汚染されることは明らかです。文字通り、他人事ではない！
原発問題に及び腰だった私がまさに鞭打たれたのでした。

本件訴訟の 264 名もの原告らは、まさしく、私と同じく、自らとその家族そして子孫の健康と故郷の大地を守りぬくために、この訴訟に参加したのだということを、裁判所にも、被告にも、是非とも胸に刻み込んでおいていただきたいのです。

（２）日本の近現代史において、私が最も尊敬する田中正造翁は、足尾銅山とこれを擁護する明治政府とのたたかいに生命をかけた偉人ですが、その晩年の日記に、「真の文明は、山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべし」と書き付けています。私は、この言葉にこそ、今回の原発問題を考えるうえで、私たちが等しく、立ち帰るべき原点があるのではないかと思います。

２　本件訴訟の中心的争点と審理のあり方

（１）本件訴訟には、多数の争点がありますが、私は、その中核は、訴状の３６頁以下に「本件における司法判断のあり方について」と題して論述したところにあるのではないかと考えています。要約すれば、①原発に求められる安全性の程度は、福島第一原発事故のような過酷事故を二度と起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性（深刻な事故が万が一にも起こらない程度の安全性）であり、②その安全性の判断基準は、必ずしも高度の専門的技術的な知識・知見を要するものではなく、一般の経験則あるいは基本的な科学技術的知識・知見に照らして、判断すれば足りるのであり、③深刻な「災害を二度と起こさない」という観点から、被告が原告らの指摘する科学的、合理的な疑問に対して、当該原発が過酷事故を起こす可能性がないことを被告において主張・立証されない限り、運転（操業）を許さないという判断のあり方こそが求められるということです。

（２）福島第一原発事故以前、原発問題に関するわが国の司法判断に欠落していたのは、まさしく、こうした視点でした。言わば、日本の司法が、原発問題は高度の専門的技術的な判断を前提とする政策的判断事項であるという隠れ蓑に逃げ込み続けたことが、福島第一原発事故のような過酷事故を防ぎえなかった一因であるということです。その意味で、本件訴訟において裁判所に問われているのは、従来のような姑息な司法判断の枠組みに拘泥して、司法が果たすべき責任を放棄するのか、あるいは、福島第一原発事故以後の司法における本流となりつつある、大飯原発３、４号機に関する福井地裁平成 26 年５月 21 日判決、高浜原発３、４号機に関する福井地裁平成 27 年４月 14 日決定、同原発に関する大津地裁平成 28 年３月９日決定の立場の正当性を認めて、これを司法判断として定着させるのかという点にあるのだと思うのです。

（３）本件訴訟においては、このような視点の下で、伊方原発が、南海トラフ巨大地震の震源域上に位置するだけでなく、中央構造線断層帯と別府－万年山断層帯という長大な活断層の極近傍に位置しており、大地震の発生が具体的に懸念されるという私たち原告らの主張に対し、被告が、そのような過酷事故が生じる可能性はないことを立証しえたと言えるのかどうかが判断されるべきだと私は考えます。

３　結びに代えて

前述の田中正造翁は､また､「人権に合するは法律にあらずして天則にあり」とも述べています。私たちは、あの「法律」によって人権が侵害され続けた明治の時代にではなく、法治主義を大原則とし、人権の尊重を中核的な基本原理とする日本国憲法下に生きています｡「人権に合するは法律にあり」と公言できるような歴史を私たち法律家は歩んできたと果して言えるでしょうか。

確かに、戦後、日本の司法は、四大公害訴訟、数々の薬害訴訟、ハンセン病訴訟等々において、画期的な解決をもたらしてはきました。しかしながら、これらは、まさに、発生した深刻な被害に対して、過去の基準点を定めて、損害賠償を命じたにとどまっています。生命や健康そして環境の破壊が、金銭によっては回復しがたいことを、誰もが熟知していながら、この限度でしか被害回復を図れなかったというのが、戦後の司法の限界でした。けれども、原発訴訟は、こうした限界を超えて、深刻な被害の発生を未然に防ぐという課題を担っています。

「原発訴訟が社会を変える」とは、本件訴訟弁護団の共同代表である河合弁護士の名言ですが、私は、原発訴訟は司法を変えるのだと思っています。裁判官の皆さん、私たちとともに、司法を変えていこうではありませんか。

「原発をつくった」からいえること　後藤政志講演会

原子炉格納容器の設計技術者は語る
～福島原発事故からみた伊方原発の脅威～

11月25日
大分市コンパルホール（文責　森山）

後藤さんは東芝で約 20 年間、原発の格納容器の設計に関わってこられた技術者です。約２時間以上にわたって技術者から見た原発の怖さ、脆さなどについて福島・伊方のことに関連して話されました。
技術的な話の多くは私の力量では理解が及びませんので、お話の中から何点かピックアップし、主著である『「原発をつくった」から言えること』を参考にして報告します。

後藤さんが原発問題について積極的に発言するようになったのは福島の東電 3・11 事故が決定的ではあったのですが、それ以前の 2007 年新潟の中越沖地震 M7.4 でした。このとき世界最大規模を誇る東電柏崎刈羽発電所は「あわや」壊滅かという事態に立ち至りました。
後藤さんは東芝で柏崎刈羽原発の原子炉格納容器設計を担当していました。中越沖地震では設計基準 450 ガルの４倍近い 1699 ガルの地震動に７基の原発が見舞われました。全ての原子炉は緊急停止し、何とか原子炉本体は助かりました。東電は何と言ったか。「原発は地震には強いんだ。結果として壊れなかったから充分安全だ」。
この時以来、後藤さんは東電に対して深い疑念と怒りを覚えるようになったと言います。

設計者は設計基準を死守する

設計するとは、ある条件を与えられて、地震に耐えられるようにしなさい、ということです。技術者としてはそれを死守します。最初に決めた値（設計基準）を超えることは絶対にダメだし、この中越沖地震のときは基準値の４倍弱です。この時点で東電が厳しくこの事態を認識しその後の対応を行っていれば、福島の過酷事故は防げた可能性があると後藤さんは話されました。後藤さんは長いあいだペンネームで発信していた。口に出しても東芝の社員であることは言えなかった。3.11 大地震のときは東京の大学で講義をしていて１２日朝になって原子炉が冷却できない状態になっていることを知りました。愕然としたのは格納容器の圧力が設計基準の２倍近くまで上がったということ。格納容器は事故が起こったことを想定して設計しています。だいたい４気圧。それが８気圧近くまで上がったというのはどうしようもない状態である。しかも冷却機能を失っている。「ああ、もうダメだ、スリーマイル島事故を超える！」と分かりました。ともかく何らかの形で発信しようと、原子力情報資料室の協力を得てユーストリーム（USTREAM）で放送を始めました。

原子炉格納容器＝過酷事故時の最後の砦

例えば原子炉の中で配管（パイプ）が壊れたとします。すると壊れた配管から大量の蒸気と水が溢れ原子炉のものが全部出てきてしまいます。モノはどうしても壊れますから、万一配管が切れた時は、格納容器がなかったら放射能を含んだ蒸気、水などがストレートにそのまま外に出てしまいます。とんでもないことです。だから格納容器を作り、万一漏れても大丈夫なように安全策をとるということです。

加圧水型PWRは沸騰水型BWRより安全か

過酷事故を起こした福島第１原発は沸騰水型です。一方、伊方原発は加圧水型です。だから安全か？とんでもありません。原子炉の核反応をとめる制御棒は加圧水型では上から入るのに対して、沸騰水型では下からしか入りません。これは加圧水型の有利な点ではあります。
しかし加圧水型では格納容器の中に加圧器と蒸気発生器があります。蒸気発生器には何千本もの細い配管があり、熱いお湯のまま循環させ、配管の外側の２次系の水を沸騰させ、その蒸気でタービンを回します。この蒸気発生器の細管がよく詰まるのが欠点です。それと、燃料から出る中性子で圧力容器自体の材料が脆くなり割れやすくなります。この状態で非常用冷却水などが急に注入されると、原子炉格納容器自体が割れる危険性があります。

原子力は多重防護でも制御不能の可能性あり

原子力プラントの特徴を表すと図２のようになります。一般の動力の場合、放っておいてもやがてエネルギーは上限を迎えます。原子力の場合、制御棒を引き抜いた状態や炉心冷却できない状態では核暴走または炉心溶融を起こすだけのエネルギーを出します。確実に過酷事故を封じ込めることはできず、集団でばくちをやっているようなものです。

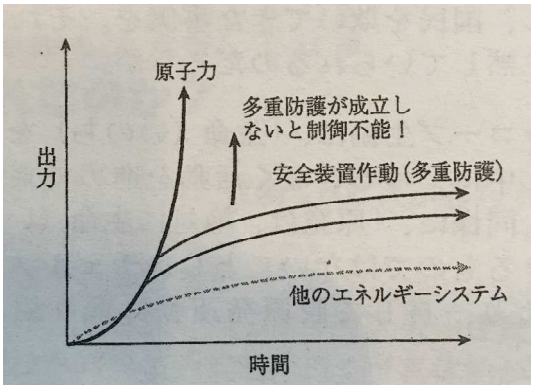

参考文献：「原発をつくった」から言えること
クレヨンハウスブックレット
：原発を終わらせる　石橋克彦編
岩波新書

はじめての「原告団・応援団交流会」

～出会いを求めて～

2016 年 11 月 17 日　大分県弁護士会館

（文責　編集部森山）

第１回口頭弁論の開催された 11 月 17 日、この日は 10 時半の弁論終了後、引き続き「仮処分」の第４回審尋が行われました。４名の申立人と弁護団を法廷に残したまま、私たち原告団および応援団は大分県弁護士会館に移動し、交流会を持ちました。40 分程度の短時間であり、「報告会および記者会見」までの限られた時間でした。しかし、原告および応援団が結成後にはじめて顔をあわせ、声を交わす最初の貴重な会合となりました。その場の意見や発言をここに紹介します。

司会進行は応援団共同代表の奥田富美子さん。約 60 名の参加者にまず県南、県北、県中の３つくらいに大まかに分かれてもらい、近くの席どうしで意見交換する時間を設けました。

それから、やり取りした内容や発言したいことを募り、順番にマイクを回していきました。時間制限ひとり１分（奥田さん持参のタイマー）で、あまり長話にならないよう注意喚起していきました。また、彼女はホワイトボードに発言者のキーワードみたいな言葉をどんどん書きこんでいきました。

事務局メンバーである伊東さんからこんな話がありました。

事務局伊東：多くの人が話をしていただく、そういう機会をなるべく作っていただきたい。偉い人が前でしゃべるだけじゃなくて、こういう機会に思いを語ることで共有していけたらと思います。自分はおじが「第５福竜丸」の乗組員だった、そのことをずっと思っていて、新聞にのせてもらいました。（朝日新聞 2016.9.26、毎日新聞 9.28）思いを伝えることで共感できるんじゃないかと考えています。

臼杵市（U）さん：裁判所では松本先生の話に感動して拍手をしてしまいました。そのあとで裁判長に注意されて、拍手したらいけないことがわかりました。「仮処分」の意味がわからないので教えてください。（＊あとで弁護士による説明あり）

臼杵市（T）さん：伊方原発がたいへんなことになったら臼杵も一番先に被害にあうところじゃないかと思います。市長選挙のなかで伊方原発反対の声をあげている候補もいます。私たちも一緒になって頑張らねばと思います。「臼杵９条の会」で 11 月 28 日に広河隆一さんの映画『人間の戦場』をやります。ご本人も来ます。

大分市（Ｉ）さん：昔、OBS のアナウンサーをしていましたが、労働組合のほうが長くて、今７７歳ですがまだ労働運動やいろんな運動にかかわっています。

原発については命の問題、安全の問題に関心を持っていましたが、つい最近は個人でも団体でも自分たちがやろうとしていること、やっていることに責任を持てないことはしないということですよね、倫理的、常識的に。だけど東京電力の賠償が何兆円になるのか何十兆円になるのか、何年かかるのかわからない、責任もてない。「クソ（糞）たれとって尻は国民に拭いてくれ」みたいな、政府もそれを容認するような態度は絶対に許せません。裁判のなかでも、四国電力がなんかあった時に責任持てるんですか、ということを突き詰めたいと思っています。

大分市（O）さん：ここのグループで出た意見は、264名の原告数はまだ少ないのではないか、という意見と、「自然を守りたい」という思いがたくさんある、という意見でした。

大分市（S）さん：スポット的にとらえないで、日本の歴史のなかから見ていく必要があると思います。今、安倍政権がどういう流れを持っているのか皆さんはわかると思うのですが、伊方原発問題については報道機関が大変関心を持って報道してくれています。これによって 264 人の原告までになったんだと私は理解しています。私たちの力は微々たるものですので、輪をひろげることをやっていくこと。自分たちが知っているだけでは何もなりません。一緒に活動してくれる人が何人も増えてこそ、政治をかえていくことにつながっていくと思います。

別府市（N）さん：原発事故のことはチェルノブイリ、その前のスリーマイル原発事故の頃から関心がありました。でも関心はあってもネガティブに考えていました。実際になんの行動をとることもなく、講演会などには聴きに行っていました。

今、小学校の学習ボランティアに行っています。子どもたちの顔を見ながら過ごしていますと、地震が起きた時に、ああこの子どもたちが福島で起きたことのようになったらどうなんだ、と考えたときに、そういうことに対して自分も責任があるんだと思い、参加させていただきました。

別府市（T）さん：私は 3.11 の大震災のあと福島と南三陸のほうに、半年後なんですが行ってきました。郡山市や福島市の駅前にボランティアの方がたくさんいて、あまり被災地の近くまでは行けなかったんですが、北のほうから亘理というところまで行ったんですが、電車が動かずバスでピストン輸送していて、建物なんか、もう生活自体が随分大変なところにきているなあという感じがしました。自分では不安をかかえながら、何もできない自分に不満を持って今日まで来ました。たまたまこの会を知り”受け皿”があるんだなと気付きました。来て良かったなと思いました。

由布市（S）さん：伊方原発で事故が起こった場合、福島の事故とは違うんですね。福島では太平洋という広いところに放射能汚染水が出る。ところが伊方の場合はいちばん九州と四国が狭くなっている、ここのところの海流というのはどのくらいかというと、1 時間に何キロしか動かないのですね。廃液（汚染水）というのがいっぺん流れ出たら南に下っても日向灘、そしてこんどは満潮の時は、北へ上がって行くんですね。そして、その次の満潮・干潮になった時は南に下がっていくということで放射能汚染水が行ったり来たりする。それが何十時間、何百時間続く。海岸ばたのことについてもっと資料が出ていいんじゃないかと思います。是非研究してください。

事務局藤崎：昨日 11 月 16 日まで福島に行ってきました。飯館村に行ってみると 2017 年 7 月 2 日には帰村する、帰村していいというようなことを政府が言っています。それで帰る準備をしているようでしたけど、とてもじゃないけれど、帰れる状況ではありません。原発事故というのはチェルノブイリと同じで、福島は復興の願いを持っていると思うのですけれど、厳しいなというのが現実です。絶対に全国の原発を止めていきたいと思います。

由布市（H）さん：徳田弁護士が口頭弁論の意見陳述のなかで言われたなかに、専門家の話じゃなくて一般の人のことを裁判官はちゃんと判断のなかに入れて欲しいということ。それと、私たち被害者側が証明するのではなく、原告側が安全であることを被告が立証しなければ許さないということだと思います。これは過去の公害問題ですべて言われてきたことで、そのことを基本に持って欲しいというのはすごく大きいと思います。また、３人の裁判官に注目しています。皆さん若いですね。良い判決を出してもらいたいと思っています。

国東市（O）さん：目の前に祝島（上関原発予定地）が大きな声を出したら届くくらいの所に住んでいます。伊方原発は直接は見えませんが、すぐ近くにあるというところで毎日生活しています。いてもたってもいられず、264 名の一人として今日初めて裁判に参加しました。

県北（X）さん：徳田弁護士の話にすごく感動しました。原発というのは非常に難しいいろんな技術がある、それに拘泥したために福島のような事故が起

きたんだと。そして裁判所がきちんと役目を果たしていなかったということに対してすごく感動しました。普通の人がわかるようなことで裁判すべきだというのは自分もそう思います。昔、生越忠という地質学者（和光大学教授）が、昔の伊方原発裁判の時に証人として言っているんですが、「伊方原発の敷地の中には活断層があるんだ」と。四国電力が敷地外の 400m 先に移してしまった、そういうでたらめなことをやっているんだということを聞いたことがあります。そのときは原発裁判というのはいいかげんなものだということで聞いていたので、詳しいことは分からなかったのですが、昔の資料を掘り起こせば敷地の中に活断層がある可能性があるのではと思っています。（会場から、広瀬隆さんも同じことを言っていたよ、の声）

別府市（N）さん：今日の新聞に出ていましたが、40 年超の原発を稼働させるという。人間が 40 歳というのはまだまだ（若い）ですが、自動車の 40 年超のを乗っている人はここにはいらっしゃらないと思います。40 年ではやっぱり無理だろうなという素朴な疑問から、この問題を広めていったらいいなと思います。

杵築市（U）さん：杵築で伊方から一番近いところは 55 ～ 6km です。伊方からは障壁も何もなくて大分県の都市に放射能がやってきます。気になって伊方から愛媛県の県庁所在地である松山までの距離を調べたら 60km。そしたら佐賀関あたりは 45 ～ 6 km ですから、はるかに近い。しかもむこうは山やらいろいろな障がい物があります。むしろ愛媛県よりも大分県のほうが地元ではないかなと思います。自分自身は日頃文句ばかり言っていて、何も行動できなかったことが、原告という立場を与えられてうれしく思っています。

杵築市（N）さん：今日は、やめろ！と言われてもずっと拍手しました、感動しました。つれあい（原告共同代表の中山田）から、「あんた市会議員しているんだから議会でやるべきことがあるでしょう」といわれて、伊方原発再稼働のことと上関原発についての意見書を出しました。つれあいからは「それが議員のつとめでしょう、それ以外には役に立たないんだから」と言われています。

この原発に関しては、政党だとかイデオロギー関係ない。本当にいのちの問題だと思っています。杵築市議会は伊方原発再稼働反対を全会一致で可決しました。保守系であろうがなんだろうが巻き込んでいくということで考えていきたい。

それとマスコミのことですが、大分合同新聞が地元紙として、この間伊方原発に関して掲載していまして、シェアは大分で 80 %くらいでしょうか、近所のおじさんやおばさん、今まで随分保守的な方たちが「原発は困るなあ、あれはどげえかせなならんな」ということで、行った先々で彼女に声をかけます。「あんた、ようわかっちょんな。これはやめないかん」ということで、今 1 次提訴で 264 人ですが２次提訴もしたいという人もいっぱいいると思うんです。そういうことで、恐れることはない、多くの県民が「伊方原発をとめたい」という思いを共有すると思います。自信を持ってこれからも一緒にやりましょう。

質問「仮処分の意味」

弁護士：裁判はふつう長くかかります。１，２年あるいは数年かかりますが、「仮処分」は早期に決めてしまいます。

ただし、仮処分で出た決定は仮のものです。早期に差し止めが認められたとしても、今もう一つの裁判（本裁判のこと）をやっています。その裁判のほうで最終的な決定が出ます。

それで、今回、早く原発をとめなければいけないということで「仮処分」というのを申立てています。

質問「法廷で拍手していけない理由」

司会の奥田市議：私も臼杵市議をしているのですが、傍聴席での拍手はだめです、ヤジもだめですね。「奥田がんばってよ」といわれても「やめてください」。旗とか横断幕もダメですよね、裁判所もだいたい同じですかね。

弁護士：そうですね、同じようなものです。写真もだめです。（注：裁判は「公正な立場」ということらしい）

福島の今（飯館村・浪江町）を見る

事務局　藤崎薫子

5 年を過ぎて、やっと福島原発被災地を訪れる機会を得ました。退職教職員の会の学習会に個人参加しました。2016 年 11 月 13 日、夕刻 2 時間、現況報告。14 日は夕刻 16 時までバス 1 台で、飯館村・浪江町見学。短い時間での学習で「見た・聴いた・知った」とは言えませんが、以下ミニ見聞記です。被災地福島に思いを馳せ，我が郷土大分に思いを巡らせてください。

飯館村はフレコンパックの山また山が続く

田んぼや野原に汚染した土を入れたビニール袋が積み上げられている。むき出しのもの、その上に緑や黒のシートがかけてあるもの、バスの行く手に次々と現れる。飯館村には 170 万袋、1 ｋｍ平方当たり 7000 個。「4 年後のオリンピックまで片付かないだろう」と国の担当者。人の姿はない。こんなところに人は帰ってくるのだろうか。
今は汚染土となり果て行き場のない厄介者だが、この土こそ、村人が何代もかけて作りあげてきた肥沃な土であったと教えられる。村人は、その宝の土を失ってしまった。

写真はﾌﾞﾙｰｼｰﾄに覆われたﾌﾚｺﾝﾊﾟｯｸ

国は飯館村に 2017 年 3 月 31 日の避難指示解除を通達（2016/6/15）

村役場だけにはその準備のためだろうか、車の姿があった。国は仮設住宅の終了と精神的慰謝料の終了をリンクさせる意図あり。学校も保護者・村民の懸念意見を押し切って、2 幼稚園 3 小学校 1 中学校を一つの中学校に集約計画が進む。はたして、子どもは何人帰ってくるのか。通学距離・通学手段は大丈夫か。

キノコを専門に放射線量を測定している人の話では、福島県内はどこのキノコも線量が高くて、絶対に食べられない。富士山のキノコさえも危険だとのこと。

浪江町は、まだまだ全くのゴーストタウン

津波に破壊され、放射能に汚染された家々の姿には息をのむ。もちろんあの日のままの浪江駅に人の姿はない。浪江駅近くに先祖代々住んでいたというレポーターも､南相馬市に新しく家を建てたそうだ。もう浪江に帰ることもない。

避難生活の人は 1 人 10 万円の支給

「被災地の人はいいもんだ。仕事もしないで金をもらう」。そんなことではない。知らない土地で、働くところもない、畑も庭もない。あたり前の生活が当たり前にできないことの意味は！　仮設住まいで、酒・パチンコ・競馬と、すさんだ生活に落ちていく人も多い、と案内人は悲しげに話す。

福島原発の位置

（なぜ双葉原発と呼ばないの？原発に県名がつくのは福島と島根だけ）

実は恥をさらすと、私は福島原発の位置とその被災地の地理的関係を正確には知っていなかった。原発は双葉郡双葉町、隣の浪江町は反対したので双葉町に建ったのだそうだ。伊達・川俣・二本松・本宮・田村など内陸部の市部の除染は早期に済んでいて、残された双葉郡内の各町村への対応が急がれているという現状のようだ。しかし、果たして帰村は可能なのか。未来へつながる道はあるのか。チェルノブイリを見よ。

私の中には残念ながら否定的な思いが募っていくばかりだった。

「あなたは、知っていますか？原発のすべてを」

～『日本と原発　4年後』　上映会＆　河合弘之監督兼弁護士講演会から～

2016.11.23大分市ｺﾝﾊﾟﾙﾎｰﾙにて

グリーンコープ生協おおいた理事長　宇都宮　陽子
（ 伊方原発をとめる大分裁判の会応援団共同代表）

現在、日本国内には北海道から九州まで、55 基もの原子力発電所が存在する。（そのうち、九州電力川内原発、四国電力伊方原発の３基が稼働中。）日本に暮らす人々は、何を見て何を聞いて何を信じて、その存在をゆるしてきたのだろうか。いや、そもそも私たちは、何も知らされてなかったのだ。原発の真の恐ろしさを、その危険性を。2011 年 3 月 11 日、東京電力福島第 1 原子力発電所が、レベル 7 もの事故をおこすまで。

事故から 5 年が経過した。政府は、2030 年までに原発による電力の割合を 22 ％までに引き上げることを決め、大手電力会社は着々と原発稼働に向け準備を進める。福島では、高レベルの放射能汚染地域が存在し、現在も故郷に帰れない人たちがいる。帰れる目途さえ立たない人たちもいるなかで。

映画『日本と原発　4 年後』では、巧妙にかくされた原発の真実を暴いていく。丸 2 年の歳月をかけ、2 人の弁護士（その一人は監督＆講演者の河合弘之氏）が、その眼でその耳で確かめた原発の真実。

福島では、放射性廃棄物が、フレコンパックに詰められピラミッドのように積み上がりながら、ふる里を侵食し続ける。常盤自動車道では、毎時 5.0 マイクロシーベルトを表示する放射線量標識が立ち並ぶ。低線量被曝に対する満足な定義もないなかで、子育てする母たちは苦悩する。そんな事実を知っても私たちは原発が必要と言い切れるのか。そして、映像は語る、あの事故当時、政府も東京電力も事実をひた隠し、国民を欺いてきた事実を。それでも私たちは、沈黙していられるのだろうか。

グリーンコープ生協は、「生命（いのち）を守る」ことを真ん中に、ゆるぎなく活動を進めて来た。原発の問題も同様に、「原発は、絶対に生命（いのち）と共存できるものではない」とし、チェルノブイリ原発事故より一貫して脱原発運動に取り組んでいる。

そして、新たな取り組みとして、本年春からの電気の小売り自由化を受け、電気の共同購入「グリーンコープでんき」をスタートさせた。今後、一定の調整期間を経て、2017 年度中には、完全に原発の電気に依存しない「原発フリーの電気」の販売を予定している。「原発はいらない」という組合員の「思い」を「グリーンコープでんき」につなぎ、脱原発運動をさらに広げる。そして、全ての原発を廃炉にするために、これからも一人ひとりの「思い」をつないでいきたい。

子どもたちの未来のために、今を生きる私たちの責任として。

（第３種郵便物認可）　大分合

グリーンコープが売電

来年から「原発フリー目指す」

グリーンコープおおいた（大分市）は10日、原発電源ゼロを目指す電気「グリーンコープでんき」の販売を来年1月から県内の組合員向けに始めると発表した。電源には組合員が出資して建設した太陽光発電施設などを使い、クリーンなエネルギーへのニーズに応える。

各地のグリーンコープの連合組織は、組合員の出資や他団体との共同事業などで再生可能エネルギー発電施設の整備を進めている。太陽光と小水力の施設が福岡や大分などに11カ所（建設中を含む、総出力9700㌔）あり、2200世帯分の電力を賄える。

販売にはその自前の電源を使用。本年度は供給が不足する分を九州電力と電力卸売市場のバックアップで補うが、来年度中に丸紅新電力（東京都）から原発以外の再生可能エネルギー電源などを確保。原発ゼロの電力供給を実現する計画。

電気料金は九電と同じ。販売先は本年度は共同購入の組合員で、来年度は全組合員に拡大する。

既に福岡県で先行販売しており、来年1月に大分など他の九州各県、来年度から中国、関西でも始める予定。

初年度の契約数は大分県内で約1900件（全体で約2万7千件）を目標にしている。

グリーンコープおおいたの宇都宮陽子理事長は「安全・安心な食品と同じように、原発フリーの電気を求める人はいる。その電気を使えば原発ノーの意思表示にもなる」と話している。

「グリーンコープでんき」をPRする宇都宮陽子グリーンコープおおいた理事長＝10日、大分市の事務所

でんきを選ぶ。未来を選ぶ。原発フリーをめざす。
グリーンコープでんき
green coop

「風向きは」住民疑問

愛媛新聞2016.11.12

県原子力防災訓練

複合災害 具体想定を

四国電力伊方原発（伊方町）での重大事故を想定した県原子力防災訓練が実施された11日、参加した伊方町など原発30キロ圏の住民は放射性物質の拡散を左右する風向や、陸路寸断などの複合災害についてより具体的に想定する必要性を訴えた。

（1面参照）

松山海上保安部の巡視船を使った海路避難で、津久見港に到着した伊方町三崎地域の住民＝11日午前11時55分ごろ、大分県津久見市（撮影・藤中剛）

「（事故の）想定に風向きが入っていない」―。バスで松前町役場に移動した伊方町伊方越、農業門田元さん(64)は「避難ルートの選定に一番大事。説明してもらえれば、自主的な避難（の判断）にも生かせる」と強調した。

伊予港までの海路避難に取り組んだ伊方町大久、無職福岡十四男さん(69)は「がっかりだった」と振り返る。「（事故を起こした）伊方原発（の前）を横切って行ったことに加え、瀬戸地域は西風が多く、風下側に避難するのは合点がいかない」と首をひねる。

避難経路は確保できるのか。伊方町瀬戸地域からの海路避難に参加した伺町川之浜、農業加藤重雄さん(66)は自宅から三机港までの距離が約7キロあったとし「災害時に道路が崩落したら、高齢者らは何キロも歩けるだろうか」と疑問を抱き、高齢者らが地元で身を守るための放射線防護施設の一層の整備を課題に挙げていた。

西予市三瓶地域から原発30キロ圏外にバスで避難した周木地区の自主防災会の会長、鴨川武吉さん(66)も本当に事故が起きればスムーズに避難できないんじゃないか。渋滞や崖崩れなどが予想され課題が多すぎる」と顔をしかめた。

松山市に移動した大洲市五郎、農林業大岡健治さん(69)は行政の指示に従い段階的に避難する国の方針に「通信手段が途絶したり停電でテレビが見られなくなったりして指示が届かない恐れがある。（東京電力）福島（第1原発事故）では困った人がいっぱいいた」との懸念を口にした。

伊方原発 再稼働問題

フェリーで大分市の佐賀関港に向かった伊方町大佐田の60代の女性は、大分県の自治体職員による避難の受け入れ態勢を「非常に丁寧で、ありがたかった」とする一方、長期間、避難生活を送らなくてはならなくなったとき、大分県民の理解は得られるのだろうか」と不安を募らせた。

三机港からフェリーに乗り込む訓練に取り組んだ瀬戸中学校3年、木嶋司さん(14)は「綿密な計画が立てられていたので、安心して避難できた」とほっとした様子。ただ「実際に事故が起きた際、学校にいれば先生が指示してくれるが、1人のときには混乱すると思う。訓練を思い出して自分たちで考えて行動しないといけない」と気を引き締めていた。

（伊方原発再稼働問題取材班）